

現在の規約	現在の規約内容	改定後規約	改定後の規約内容
[FURDI 会員利用規約]			
第4条【会員制】2	会員は本規約に同意し、第1条の運営会社またはパートナーと契約をします。	会員とは第5条で定められた入会資格に該当し、本規に同意したうえで第1条件の運営会社またはパートナーと契約した方とします。	
第4条【会員制】4	会員は当施設利用時に会員証を持参します。	(削除)	
第4条【会員制】14	(追加)	会員の契約期間は、月単位で会社が別途定めた期間とし会社所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。	
第4条【会員制】15	(追加)	FURDIはサービスの一部を、会社が運営・提供するウェブサイト及び各種ウェアアプリ(以下会員WEBサイト等)にて提供し、会員は会員WEBサイト等の規約等に同意の上登録することにより、コンテンツ提供サービスを利用することが出来ます。	
第5条【入会資格】	次の各号のいずれかに該当する方は、FURDIの会員になることができます。 1 本規約および個人情報取り扱い規約に同意できない方 2 所定の方法にて健康状態を確認できない方 3 15歳未満の方 4 戸籍上女性でない方 5 伝染病またはその他、他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患している方 6 過去に除名処分を受けた方 7 暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると運営会社が判断した方 8 刺青をしている方(ただし、見えない場合は可) 9 スタッフの指示事項および本規約の旨が理解できない方 10 そのほか前各号に類する事項に該当すると運営会社が判断した方	FURDIへの入会資格を有するには、各項目を全て満たす方とします。 1 本規約および個人情報取り扱い規約に同意した方 2 所定の方法にて健康状態を確認できる方 3 15歳以上の方 4 戸籍上女性の方 5 伝染病またはその他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病に罹患していない方 6 過去に除名処分を受けた事が無い方。 7 暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力ではないと運営会社が判断した方 8 刺青をしていない方(ただし、露出していない場合は可) 9 日本語による本規約内容及びご案内を理解し取れた方 10 その他運営会社が会員として不適切と判断していない方	
第6条【入会手続き】1	第5条の入会資格を満たすことを条件に、入会希望者が所定の入会申込書の必須項目に記入、署名が完了し、クレジットカード払いの場合は初回決済が完了した時点で、口座振替の場合は口座登録が完了した時点で、入会契約は成立します。入会契約が成立した日を 入会申込日とします。	第5条の入会資格を満たすことを条件に、本規約を承諾の上、所属を希望する施設に所定の入会申込書(Web上の申込み等電磁的媒体・記録による場合を含む)に署名の上提出し、利用契約等の諸契約を締結することによりFURDIへの入会契約が成立します。これを 入会申込日とします。また、申込書に記載した利用可能日より当該施設を利用することができます。	
第6条【入会手続き】2	入会を最長3ヶ月間とし、以降1ヶ月単位での自動継続となります。怪我、妊娠、入院等による身体やむを得ない事由により、当初3ヶ月間を経過し、退会される場合は、診断書その他やむを得ない事由の存在を証明する書類をご提出いただけます。最長3ヶ月の経算日は、利用可能日とします。	入会を最長3ヶ月間(日割り入会月・入会キャンペーン 割引月を除く)の在籍を必要とし、以降1ヶ月単位での自動継続となります。怪我・妊娠・入院等によりやむを得ない事由により、3ヶ月間経たずに退会される場合は、診断書等をご提出いただけます。	
第6条【入会手続き】3	(追加)	運営会社またはパートナーは会員の顔写真を撮影し、入会手続きによって付された会員番号を付したデジタル情報として保有し、本人確認等サービスを提供するとの場合、サービスを利用したための資格等の確認に利用します。	
第6条【入会手続き】4	(追加)	プレミアム会員で入会の場合、累計12ヶ月以上の契約を前提に割引を適用します。(日割り入会月・入会キャンペーン割引月・休会月を除いた12ヶ月間となります)	
第7条【会費】1	会費は入会時に選択するコースにより所定の金額(プレミアム会員¥6,980/税込¥7,678、スタンダード会員 ¥7,980/税込¥8,778)と入会金(¥18,000/税込 ¥19,800)をクレジットカードまたは口座振替にてお支払いいただきます。	会費は会社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日までに納入するものとします。	
第7条【会費】2	コースは契約解除が発生しないスタンダードコースと年間契約を前提に会費から割引のあるプレミアムコースの2種類から選択いただけます。	(削除)	
第7条【会費】3⇒2へ変更	入会金は入会手続きをおこなった日から、会費は申込書記載の「利用可能日(会費発生日)」から発生します。会員は、会費発生日から第11条に定める退会日 まで(利用がない期間を含む)の入会金及び会費について、運営会社またはパートナーが認める場合を除き、支払義務を免れることはできません。	入会金及び会費は入会申込書等記載の「利用可能日(会費発生日)」から発生します。会員は、実際の施設利用の有無に関わらず、利用可能日から第11条に定める退会日までの会費について、運営会社またはパートナーが認める場合を除き、支払い義務を免れることはできません。また、一度に入会した会費は原則として返還しません。	
第7条【会費】3⇒4へ変更	前項の支払い方法は、クレジットカードまたは口座振替にてお支払いによるものとします。(当月分会費について、口座振替の場合は原則前月27日を引落日とし、クレジットカード払いの場合は原則次月分を10日の課金とします。クレジットカードを利用した際のクレジットカード会社への支払は、利用するクレジットカード会社の規約に準ずるものとします。)	前項の支払い方法は、クレジットカードまたは口座振替にてお支払いによるものとします。口座振替の場合は27日を引落日とし、クレジットカード払いの場合は、10日を決済日とし、翌月分の会費を納入いただきます。(クレジットカード会社への支払は各カード会社の規約に準じます)※入金月及び翌月の会費は、入金申込日より引落日または決済日が当月または翌月と変動します。	
第7条【会費】7⇒6へ変更	会員資格を継続するためには毎月1日時点でコースにより定められている金額を、クレジットカードまたは 口座振替にてお支払いいただく必要があります。	会費は該当月の前月1日時点で会費額より定められた金額とします。	
第7条【会費】8⇒7へ変更	クレジットカードによるお支払いが不可能であった場合、口座振替がなされない場合には、第19条により、運営会社が会員資格を喪失させることができます。その場合にも会員は入会金、会費、その他諸費用の支払いを免れることはできません。	入会金、会費及び諸費用のお支払いがなされない場合には、第19条により運営会社が会員資格を喪失させることができます。その場合にも会員は入会金、会費、その他諸費用の支払いを免れることはできません。	
第7条【会費】9	運営会社又はパートナーが受領した入会金、会費は原則として返還しません。	(削除)	
第7条【会費】10	会員は、会員資格を有する限り、現実施設利用がなくなるとも会費の支払義務を有します。	(削除)	
第10条【変更】1	1 コースなどの変更を希望される場合は、変更希望月の 前々月末日までに所定の変更届を所属の施設にて提出することにより、その変更希望日より変更することができます。また、原則、従業員のいる時間帯にご来店いただきお手続きとなります。ただし、利用可能日より3ヶ月(キャンペーン等で会費が無料又は割引となっている期間は計算から除きます)はコース変更できません。	会員種別などの変更をする場合は、変更希望月の前々月末日までに所定の変更届(電磁的媒体による記録を含む)を所属の施設に提出することにより、その変更希望日より変更することができます。ただし、日割り入会月及び入会キャンペーン月を除き、3ヶ月間は変更をする事は出来ません。また、原則従業員がいる時間帯に来店し、手続きを行う必要があります。	
第11条【退会】1	会員が退会する場合は、所属の施設に退会届を 退会希望月の前々月末日までに、会員証を添付し、提出のうえ、所定の手続きを完了しなければなりません。また、原則、従業員のいる時間帯にご来店いただきお手続きとなります。ただし、利用可能日より3ヶ月(キャンペーン等で会費が無料又は割引となっている 期間は計算から除きます)は退会できません。	会員が退会する場合は、退会希望月の前々月末日までに、所定の手続き(電磁的媒体による記録を含む)を所属の施設に提出することにより、退会希望月の月末にて退会することが出来ます。ただし、日割り入会月及び入会キャンペーン月を除く、3ヶ月間はご在籍が必要となります。また、原則従業員のいる時間帯に来店し、手続きを行う必要があります。	
第11条【退会】2	会員の都合等により会費が3ヶ月以上滞納した場合は 退会扱いとさせていただきます。滞納がある場合は完納いただきます。	会員の都合等により会費が滞納した場合、3回の決済の後、ご納金の確認が取れない場合には、退会扱いとさせていただきます。尚、発生した滞納金は完納いただきます。	
第11条【退会】3	退会後、所定の手続きを行うことで再入会ができます。退会からの再入会は、復会費(¥5,000/税込 ¥5,500)を支払っていただきます。再入会は直近の退会後1年以内に行えます。また、直近の会員だった期間中に会員が登録されていた施設(当該期間中に移籍をした場合は、当該期間に会員が登録していた施設のうちいずれかに再度利用登録をする場合)には行えません。この条件を満たさない場合は再入会ではなく新規入会となります。なお、再入会の場合でも、新規入会の会員と同様に利用可能日から3ヶ月間は変更・休会・退会ができません。	会員資格を喪失した方が、再度入会を希望する場合、下記項目に該当する方は復会費5,000円(税込5,500円)をお支払いいただく事で復会する事が出来ます。 ①退会月から1年以内の入会 ②退会月に登録されていた施設(移籍された場合は移籍前の店舗も可)での再登録 ③在籍時と同様の会員種別での再登録 ※入会キャンペーン適用での入会は対象外となります なお、復会の場合でも新規入会の会員と同様に利用可能日から3ヶ月間(日割り入会月及び入会キャンペーン月を除く)は変更・休会・退会が出来ません。上記項目を満たさず再度入会する際は、新規入会となります。	
第11条【退会】4	(追加)	施設の利用を停止するよう医師又は施設からの指示があった場合(以下ドクターストップ)には、退会希望月の月末までに退会届と診断書類を申請した場合に限り、在籍期間を問わず退会出来るものとします。 ドクターストップは以下いずれかの書類(発行から3ヶ月以内)の提出が必要となります。 ①施設名、医師の署名及び印がある診断書又は入院計画書 ②施設名、施設者の署名及び印がある施設書 ③母子手帳又は妊娠経過証明書	
第11条【退会】4⇒5へ変更	プレミアム会員の方で利用可能日から退会月までの期間を1年未満に退会された場合は、スタンダード会員との会費の差額と、消費税を計算の上、契約解除料としてお支払いいただきます。 ※例外として、ドクターストップ(診断書提出必須)の方は契約解除料を免除いたします。 ※13ヶ月目以降はプレミアム会員として継続し、契約解除料は発生しません。	プレミアム会員の方が第6条4項の条件を満たさずに退会する場合は、プレミアム会員での在籍期間分のスタンダード会員との差額を契約解除料としてお支払いいただきます。(入会キャンペーン割引月・休会月を除きます)※ドクターストップの方は契約解除料を免除いたします。	
第12条【休会】1	会員が施設の利用を一定期間休止する場合は、休止希望月の前々月末日までに所属の施設にて、所定の手続きを完了しなければなりません。なお、この休止は会員利用規約において休会と定義します(以降、休会という)。原則、従業員のいる時間帯に来店し、手続きを行う必要があります。日割り入会月及び入会キャンペーン月終了後、3ヶ月経過した月から休会が可能です。ただし、ドクターストップの場合には、休会希望月の前々月末日までに休会届と診断書類を申請した場合に限り、在籍期間を問わず休会出来るものとします。	会員が施設の利用を一定期間休止する場合は、休止希望月の前々月末日までに所属の施設にて、所定の手続きを完了しなければなりません。なお、この休止は会員利用規約において休会と定義します(以降、休会という)。原則、従業員のいる時間帯に来店し、手続きを行う必要があります。日割り入会月及び入会キャンペーン月終了後、3ヶ月経過した月から休会が可能です。ただし、ドクターストップの場合には、休会希望月の前々月末日までに休会届と診断書類を申請した場合に限り、在籍期間を問わず休会出来るものとします。	
第12条【休会】2	会員が休会を届出する場合は、原則、所属の施設の有人 営業時間内に来店し、手続きを行います。	(削除)	
第12条【休会】6⇒5へ変更	休会期間中であっても、施設への休会解除届を提出することにより、休会を取り消すことができます。会員は休会解除日を指定することにより、指定日から施設の利用を再開できます。なお、休会解除日が属する月から、日割り計算による月会費を負担することにより、休会の解除が成立するとします。日割り計算による月会費は、休会解除日が属する月の休会管理費とは別に負担いただきます。	休会期間中であっても、施設への休会解除届を提出することにより、休会を解除することができます。会員は休会解除日を指定することにより、指定日から施設の利用を再開できます。なお、休会解除日が属する月から、日割り計算による月会費を負担することにより、休会の解除が成立するとします。日割り計算による月会費は、休会解除日が属する月の休会管理費とは別に負担いただきます。尚、月の途中で休会解除された場合でも、休会費用は日割り計算は無く、全額納入いただきます。	
第19条【会員除名】	・会員資格条件を故意に偽り運営会社の誤認による入会が 判明した場合	・入会資格のいずれかを満たさずに入会したこと、又は、入会後に入会資格のいずれかを失ったことが判明した場合	
第24条【15歳以上18歳未満の会員(U18 会員)】5	U18 会員の資格は会員が満 18 歳で4月1日を迎えた 日までとし、会員として施設の利用を続ける場合はスタンダード会員又はプレミアム会員に 移行するものとします。このとき、U18 会員は4 月の会費を変更するためにその前の2 月末日までに会員種別変更手続きを店舗で行うものとします。	U18会員の資格継続は会員が満18歳で4月1日を迎える前々月末日までとし、会員として施設の利用を続ける場合はスタンダード会員又はプレミアム会員に移行するものとします。このとき、U18会員は4月の会費を変更するためにその前の2月末日までに会員種別変更手続きを店舗で行うものとします。2月末日までにお手続きが無い場合は、スタンダード会員への自動移行となります。	
第26条【入会取消】	(追加)	1 会員は利用可能日前日までに、所定の入会取消申請書(電磁的媒体による記録を含む)を所属の施設に提出し、運営会社及びパートナーがこれを認めた場合、入会取消をする事が出来ます。また、原則従業員がいる時間帯に来店し、手続きを行う必要があります。 2 クレジットカード決済及び口座振替で会費決済が発生した場合は、申請日の翌月末日までに返金を行います 3 返金時の振込手数料は会員の自己負担となります。 ※返金額から振込手数料を差し引いて返金を行います 4 入会が取り消されても会員利用規約の定めは引き続き適用されます	
【個人情報取り扱い規約】			
第2条【利用目的】2	当社は、お客さまの個人情報を、以下の目的のために 利用させていただきます。	当社は、お客さまの個人情報(属性に関する情報や当施設の利用状況を含みます)を、以下の目的のために利用いたします。	